

瀬戸市消防本部訓令第3号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等公印取扱規程（平成13年瀬戸市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市消防長 近藤 栄二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市消防本部及び瀬戸市消防署の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和56年瀬戸市訓令第2号）の例による。この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部消防総務課長</u> 」と、「副市長」とあるのは「 <u>消防長</u> 」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「 <u>消防長印</u> 」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部消防総務課長</u> 」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部消防総務課長</u> 」と、「副市長」とあるのは「 <u>消防長</u> 」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部消防総務課長</u> 」と読み替えるものとする。	瀬戸市消防本部及び瀬戸市消防署の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和56年瀬戸市訓令第2号）の例による。この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部総務課長</u> 」と、「副市長」とあるのは「 <u>消防長</u> 」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「 <u>消防長印</u> 」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部総務課長</u> 」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部総務課長</u> 」と、「副市長」とあるのは「 <u>消防長</u> 」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「 <u>消防本部総務課長</u> 」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。